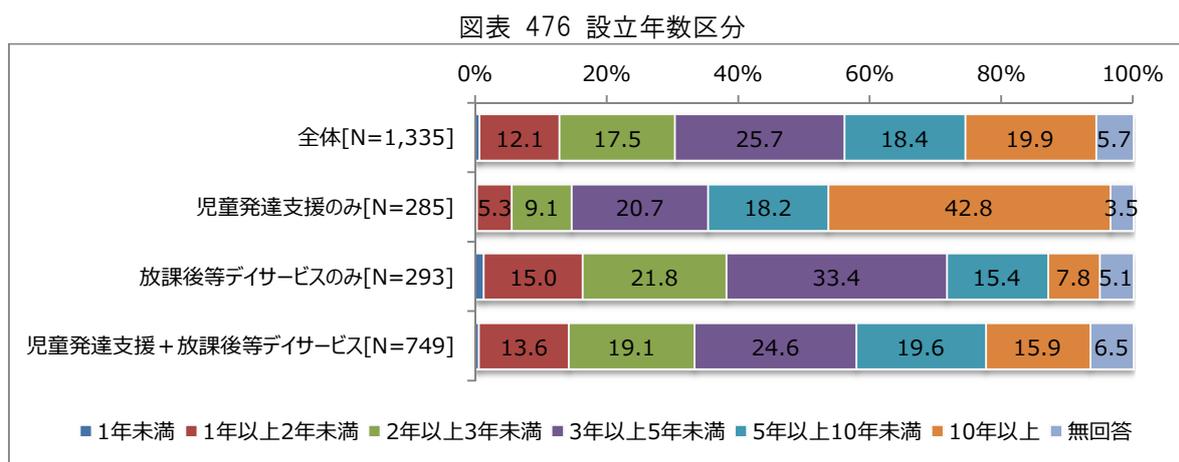


9 障害児通所支援事業所従事者実態調査

(1) 事業所概要

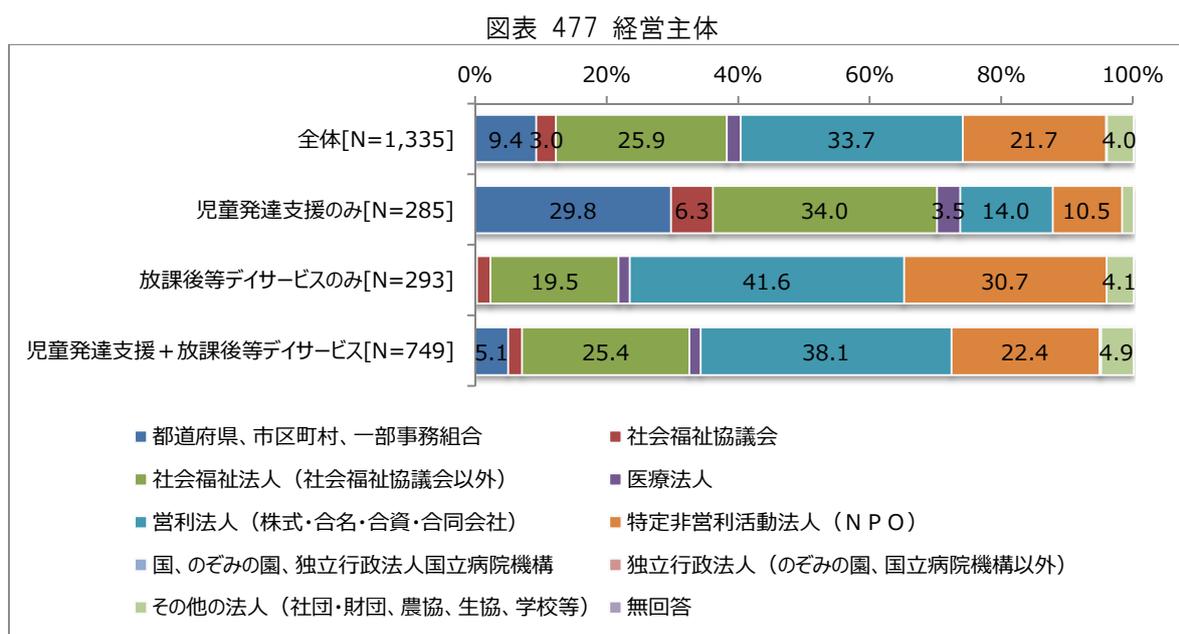
① 設立年数

回答のあった事業所の設立年数については、「3年以上5年未満」が25.7%、「10年以上」が19.9%、「5年以上10年未満」が18.4%等となっている。事業所の区分で見ると、児童発達支援のみを実施している事業所で年数の長いところが多い。



② 経営主体

事業所の経営主体は、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」が33.7%、「社会福祉法人（社会福祉協議会以外）」が25.9%、「特定非営利活動法人（NPO）」が21.7%等となっている。放課後等デイサービスのみの事業所では、「営利法人（株式・合名・合資・合同会社）」、「特定非営利活動法人（NPO）」の割合が高くなっている。

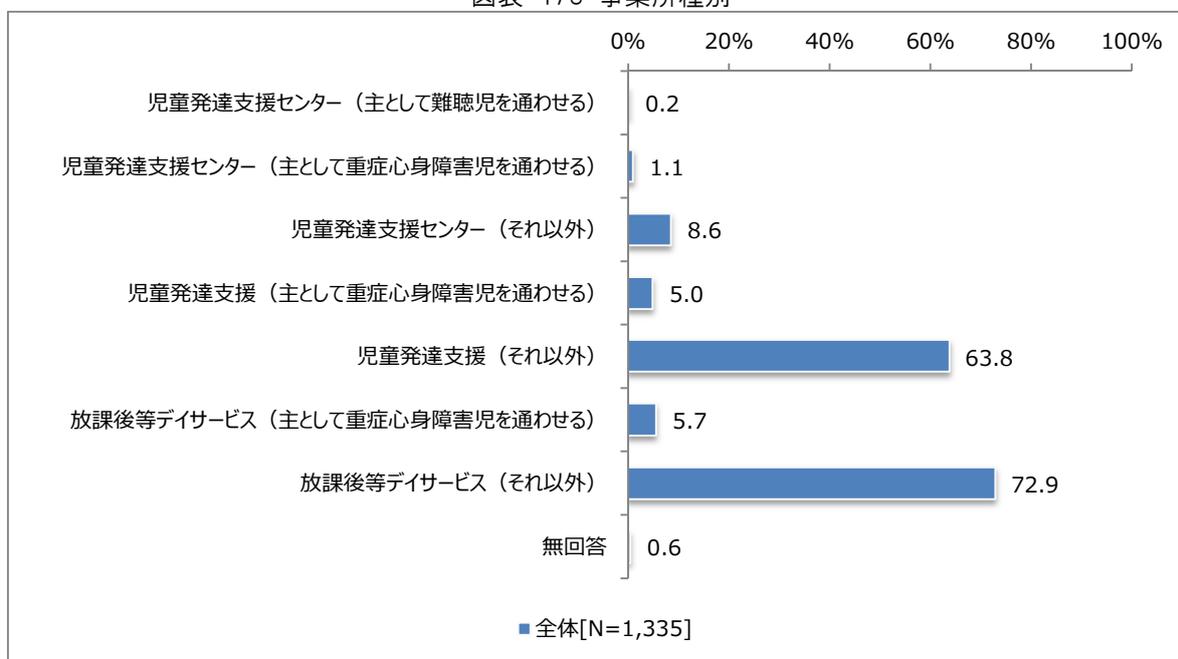


(2) 障害児通所支援サービスの基本情報

①事業所種別

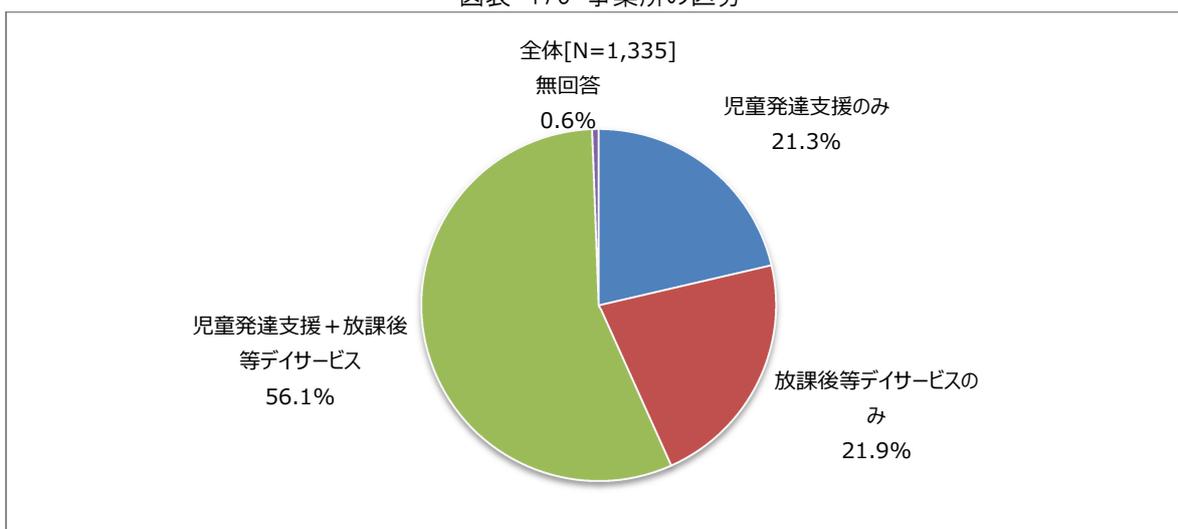
事業所の種別については、「放課後等デイサービス（それ以外）」が72.9%、「児童発達支援（それ以外）」が63.8%となっている。

図表 478 事業所種別



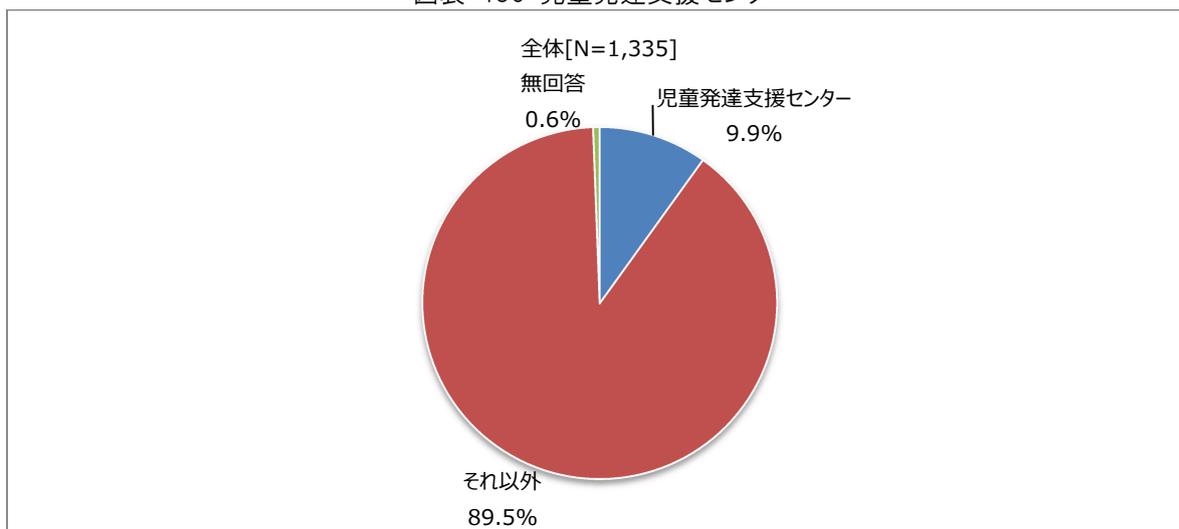
上記の種別の回答内容から、事業所の区分を見ると、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方を行っている「児童発達支援＋放課後等デイサービス」の事業所が56.1%と半数以上を占め、「放課後等デイサービスのみ」の事業所が21.9%、「児童発達支援のみ」の事業所が21.3%となっている。

図表 479 事業所の区分



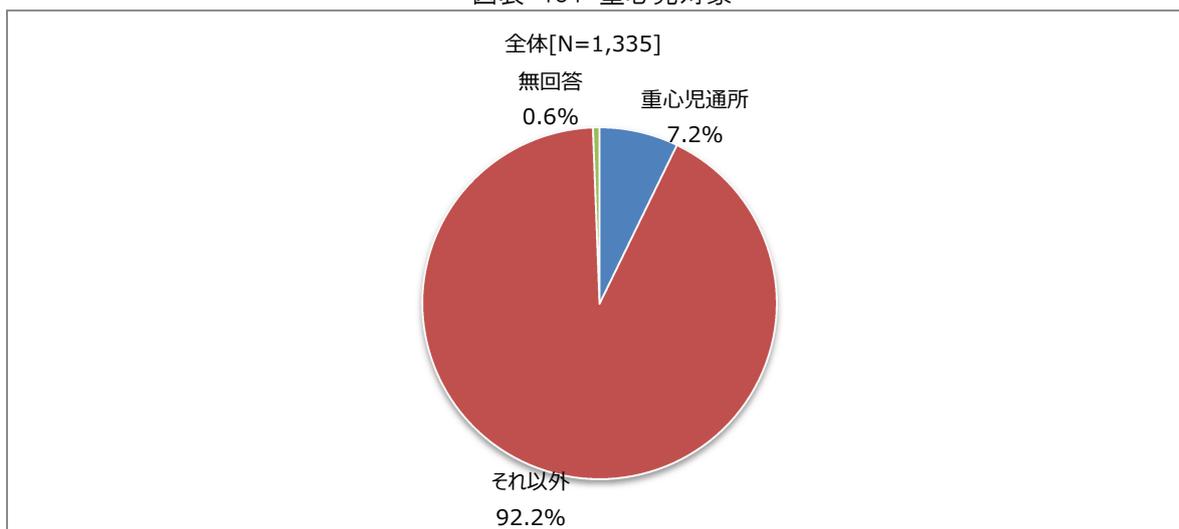
また、児童発達支援センターを運営している事業所は全体の9.9%となっている。

図表 480 児童発達支援センター



重症心身障害児を対象とする事業所は7.2%である。

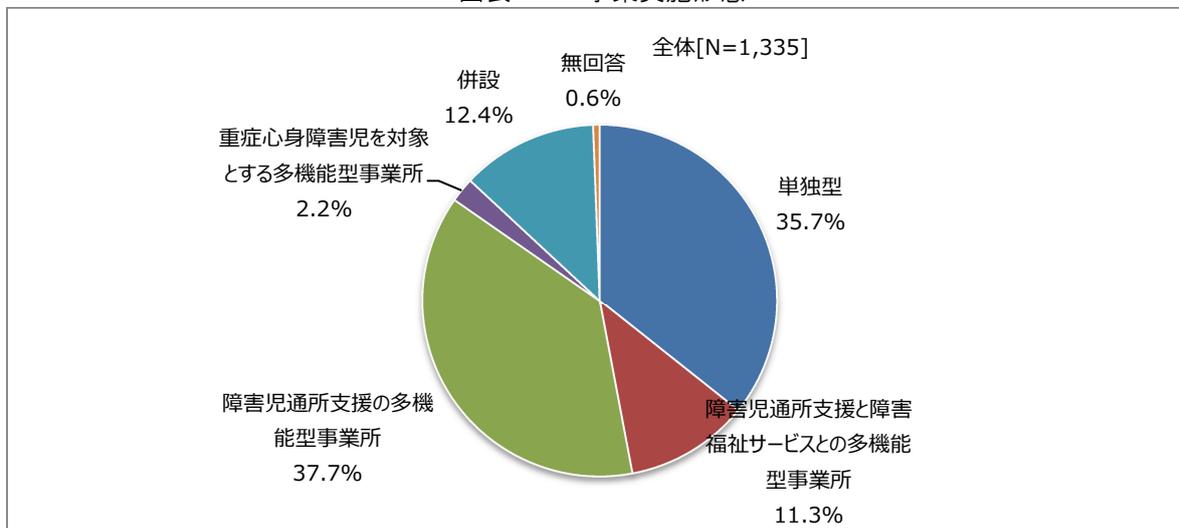
図表 481 重心児対象



②事業実施形態

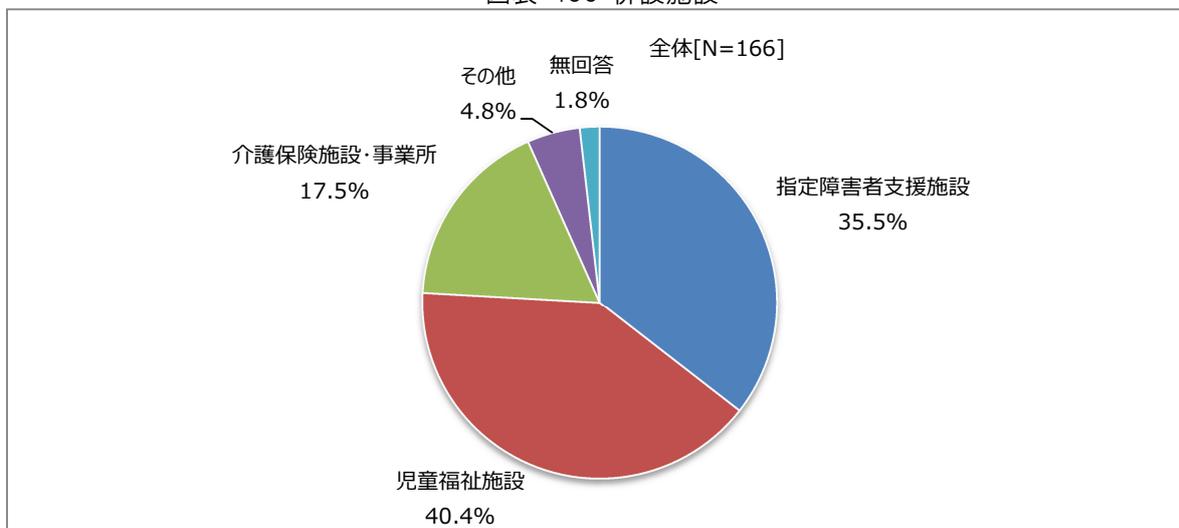
事業所の事業実施形態については、「障害児通所支援の多機能型事業所」が37.7%、「単独型」が35.7%、「併設」が12.4%、「障害児通所支援と障害福祉サービスとの多機能型事業所」が11.3%、「重症心身障害児を対象とする多機能型事業所」が2.2%となっている。

図表 482 事業実施形態



「併設」を回答したところに、併設施設の種類を聞いたところ、「児童福祉施設」が40.4%、「指定障害者支援施設」が35.5%、「介護保険施設・事業所」が17.5%等となっている。

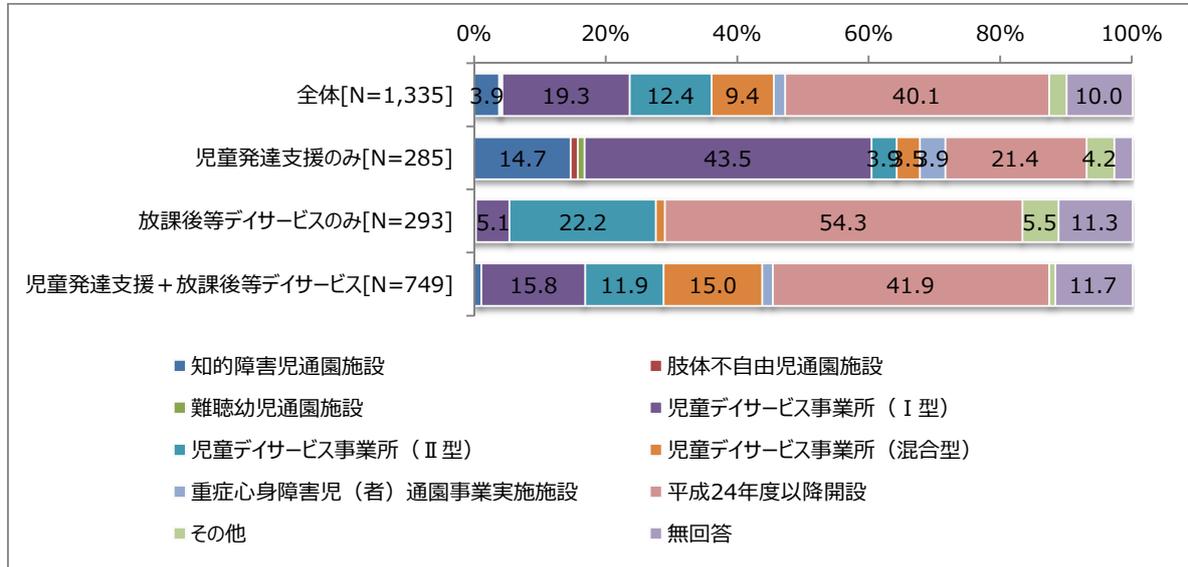
図表 483 併設施設



③平成 23 年度の施設種別

平成23年度時点の施設種別については、「平成24年度以降開設」が40.1%となっており、旧種別では、「児童デイサービス事業所（Ⅰ型）」が19.3%、「児童デイサービス事業所（Ⅱ型）」が12.4%、「児童デイサービス事業所（混合型）」が9.4%等となっている。

図表 484 平成23年度の施設種別



(3) サービス利用者の状況

①定員等

児童発達支援、放課後等デイサービスの定員、在籍児数、平成28年9月の実利用者数・延利用者数の平均は、以下の通りとなっている。

図表 485 定員等

	児童発達支援[N=1,034]		放課後等デイサービス[N=1,042]	
	回答合計人数	1事業所平均人数	回答合計人数	1事業所平均人数
定員	12,539	12.1	10,375	10.0
在籍児数	24,804	24.0	30,212	29.0
平成28年9月の実利用者数	23,307	22.5	27,129	26.0
平成28年9月の延利用者数	136,572	132.1	172,303	165.4

②障害種別の実利用者数

障害種別での実利用者数を聞いたところ、回答のあった人数が合計で児童発達支援21,981人、放課後等デイサービス27,234人となっている。児童発達支援、放課後等デイサービスのいずれも、発達障害の利用者が多くなっている。放課後等デイサービスでは知的障害の利用者も多くなっている。

図表 486 障害児数

	児童発達支援[N=1,034]			放課後等デイサービス[N=1,042]		
	合計人数	(割合)	平均人数	合計人数	(割合)	平均人数
知的障害	3,979	18.1%	3.8	8,102	29.7%	7.8
発達障害	10,180	46.3%	9.8	13,701	50.3%	13.1
うち、自閉症	4,786	21.8%	4.6	7,298	26.8%	7.0
うち、アスペルガー症候群	631	2.9%	0.6	1,151	4.2%	1.1
うち、その他の広汎性発達障害	3,470	15.8%	3.4	4,266	15.7%	4.1
うち、ADHD	748	3.4%	0.7	1,699	6.2%	1.6
うち、LD	17	0.1%	0.0	313	1.1%	0.3
うち、その他	2,074	9.4%	2.0	1,361	5.0%	1.3
肢体不自由	780	3.5%	0.8	1,518	5.6%	1.5
聴覚障害	241	1.1%	0.2	240	0.9%	0.2
うち、軽度・中度	123	0.6%	0.1	112	0.4%	0.1
うち、重度	140	0.6%	0.1	245	0.9%	0.2
視覚障害	42	0.2%	0.0	131	0.5%	0.1
重症心身障害	571	2.6%	0.6	1,163	4.3%	1.1
精神障害	37	0.2%	0.0	140	0.5%	0.1
難病	140	0.6%	0.1	254	0.9%	0.2
その他	1,324	6.0%	1.3	730	2.7%	0.7
不明	4,687	21.3%	4.5	1,255	4.6%	1.2
合計	21,981	100.0%	21.1	27,234	100.0%	26.0

③手帳所持者数

利用者の手帳所持状況については、児童発達支援では「いずれも所持していない」という利用者が多くなっている。放課後等デイサービスでは、療育手帳の所持者が多くなっている。

図表 487 手帳所持者数

	児童発達支援[N=1,034]			放課後等デイサービス[N=1,042]		
	合計人数	(割合)	平均人数	合計人数	(割合)	平均人数
療育手帳	5,364	24.4%	5.2	17,107	62.8%	16.4
身体障害者手帳	1,416	6.4%	1.4	3,089	11.3%	3.0
精神障害者保健福祉手帳	87	0.4%	0.1	406	1.5%	0.4
複数所持している	691	3.1%	0.7	2,282	8.4%	2.2
いずれも所持していない	12,523	57.0%	12.1	5,844	21.5%	5.6

※割合の算出にあたっては、上記の児童発達支援21,981人、放課後等デイサービス27,234人を分母としている。重複、無回答等があるため、合計は100%にならない。

(4) 職員の状況

①職員数

障害児通所支援に従事する職員数は、常勤職員の平均は4.9人、うち児童発達支援管理責任者の平均は1.1人となっている。非常勤職員については、実人数で平均5.0人、うち児童発達支援管理責任者の平均は0.2人となっている。非常勤職員の常勤換算による平均は2.0人、児童発達支援管理責任者は0.1人である。

図表 488 職員数

	全体[N=1,324]	児童発達支援のみ[N=282]	放課後等サービスのみ[N=290]	児童発達支援+放課後等サービス[N=744]
常勤職員 総数	4.9	6.6	3.8	4.7
うち児童発達支援管理責任者	1.1	1.1	1.0	1.2
非常勤職員 実人数 総数	5.0	5.0	5.1	5.0
うち児童発達支援管理責任者	0.2	0.1	0.1	0.2
非常勤職員 常勤換算 総数	2.0	2.4	1.8	1.9
うち児童発達支援管理責任者	0.1	0.1	0.1	0.1

②採用・退職職員数

常勤職員の採用平均人数は1.2人、非常勤職員の採用平均人数は1.8人となっている。一方、常勤職員の退職平均人数は0.7人、非常勤職員の退職平均人数は1.1人である。

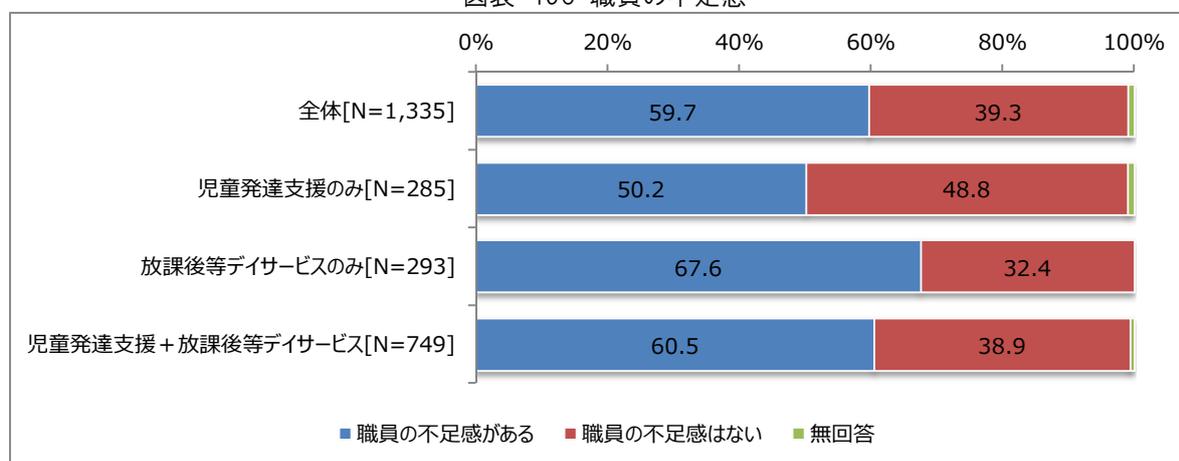
図表 489 採用・退職職員数

	全体[N=1,335]	児童発達支援のみ[N=285]	放課後等サービスのみ[N=293]	児童発達支援+放課後等サービス[N=749]
常勤職員 採用	1.2	1.0	1.2	1.3
非常勤職員 採用	1.8	1.1	2.3	1.8
常勤職員 退職	0.7	0.7	0.6	0.7
非常勤職員 退職	1.1	0.9	1.4	1.1

③職員の不足感

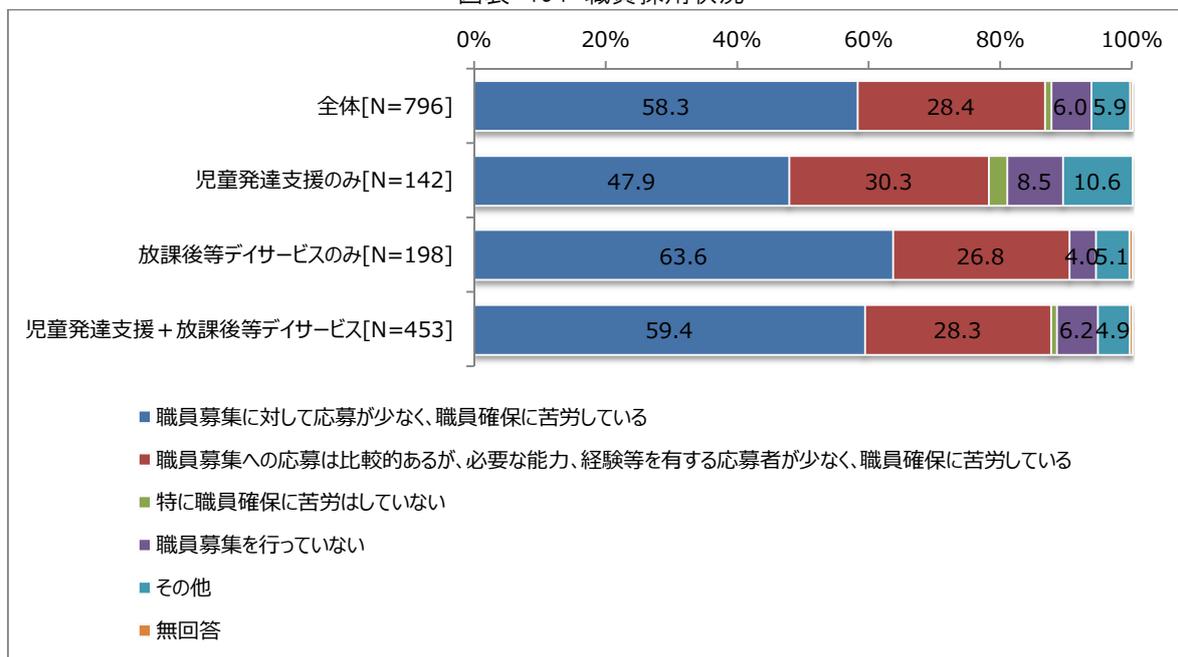
事業所における職員の不足感を聞いたところ、「職員の不足感がある」が59.7%、「職員の不足感はない」が39.3%となっている。放課後等サービスのみを実施している事業所で不足感が大きくなっている。

図表 490 職員の不足感



「職員の不足感がある」と回答した事業所に、職員の採用状況を聞いたところ、「職員募集に対して応募が少なく、職員確保に苦労している」が58.3%と多く、次いで、「職員募集への応募は比較的あるが、必要な能力、経験等を有する応募者が少なく、職員確保に苦労している」が28.4%となっている。

図表 491 職員採用状況

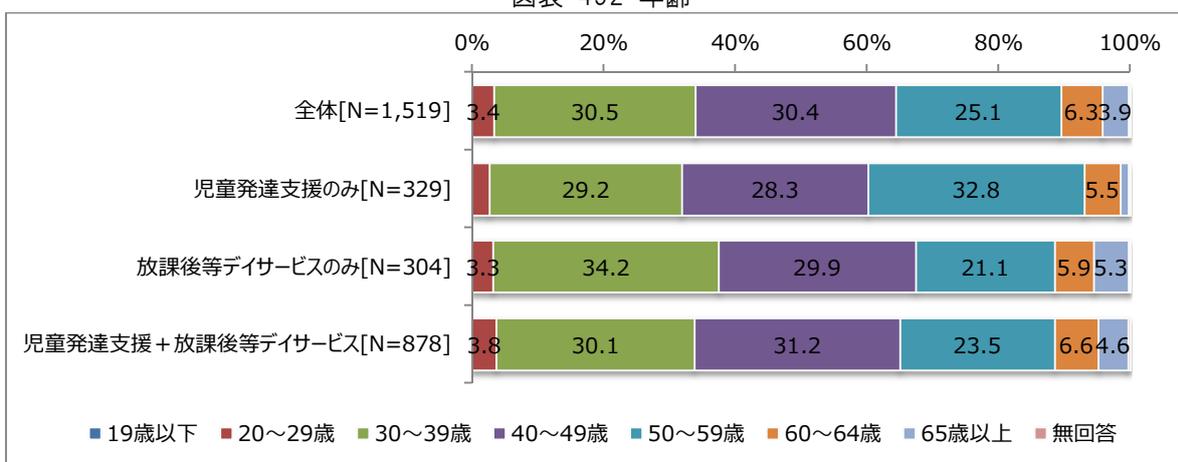


(5) 児童発達支援管理責任者の状況

①年齢

回答事業所で勤務する児童発達支援管理責任者について、年齢は、「30～39歳」が30.5%、「40～49歳」が30.4%、「50～59歳」が25.1%等となっている。30歳代、40歳代、50歳代がほぼ1/3ずつとなっている。

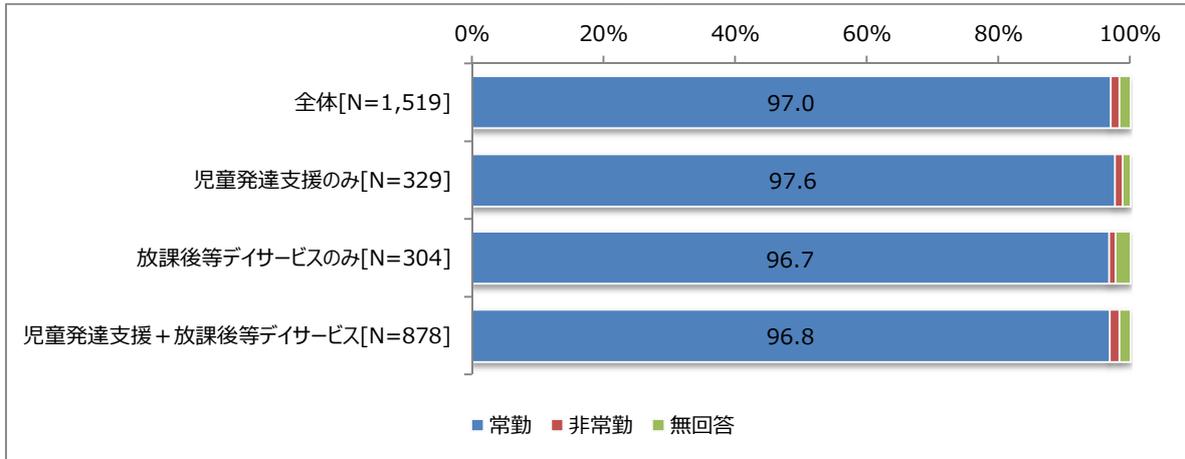
図表 492 年齢



②雇用形態

雇用形態については、「常勤」が97.0%とほとんどを占める。

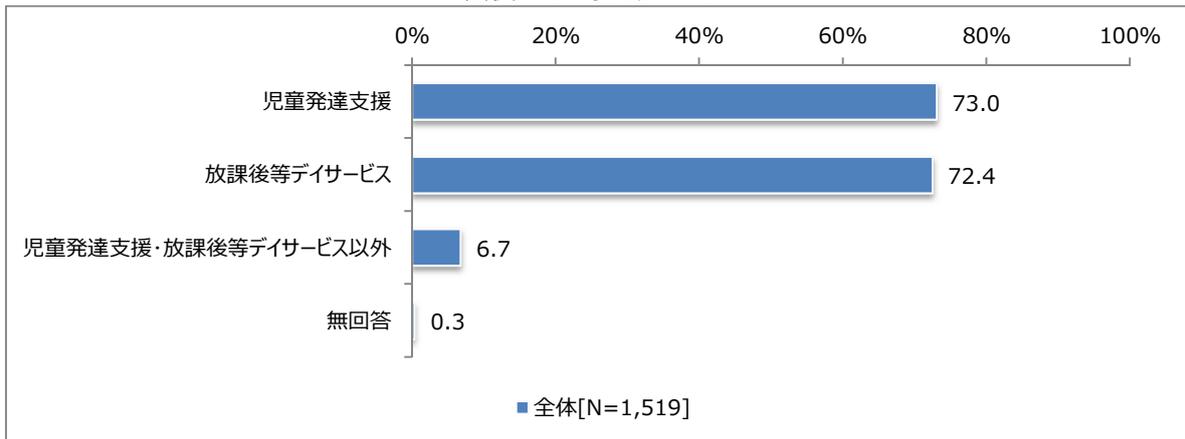
図表 493 雇用形態



③担当サービス

担当サービスは、「児童発達支援」が73.0%、「放課後等デイサービス」が72.4%、「児童発達支援・放課後等デイサービス以外」が6.7%となっており、児童通所支援以外も兼務する職員は少ない。

図表 494 担当サービス



④勤務時間

平成28年9月における勤務時間の平均は158.3時間/月となっている。うち、障害児通所支援の平均は143.2時間/月である。

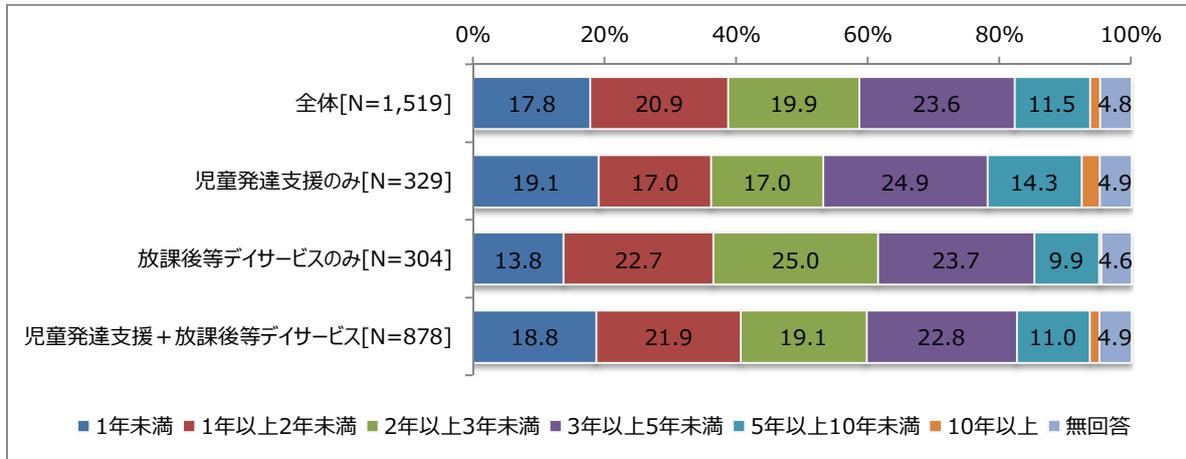
図表 495 勤務時間

	全体[N=1,403]	児童発達支援のみ[N=305]	放課後等デイサービスのみのみ[N=277]	児童発達支援 + 放課後等デイサービスのみのみ[N=813]
勤務時間	158.3	153.0	159.6	159.9
うち障害児通所支援	143.2	140.5	137.7	146.3

⑤勤続年数

児童発達支援管理責任者としての勤続年数は、「3年以上5年未満」が23.6%、「1年以上2年未満」が20.9%、「2年以上3年未満」が19.9%、「1年未満」が17.8%等となっている。

図表 496 勤続年数



⑥相談支援業務の経験年数

相談支援業務の経験年数平均は7.1年、うち、障害者相談業務の平均は2.1年、障害児相談業務の平均は3.3年となっている。

図表 497 相談支援経験年数

	全体[N=257]	児童発達支援のみ [N=53]	放課後等デイサー ビスのみ[N=47]	児童発達支援+放 課後等デイサービ ス[N=156]
相談支援の経験年数	7.1	8.6	6.5	6.9
うち、障害者相談	2.1	2.2	2.2	2.0
うち、障害児相談	3.3	3.7	3.2	3.2
うち、児童福祉相談	0.8	1.2	1.5	0.5
うち、介護福祉相談	1.0	0.8	1.4	0.9
うち、その他相談	0.7	0.8	0.6	0.8

⑦直接支援業務の経験年数

直接支援業務の経験年数平均は12.2年、うち、障害者支援の平均は3.2年、障害児支援の平均は5.9年となっている。

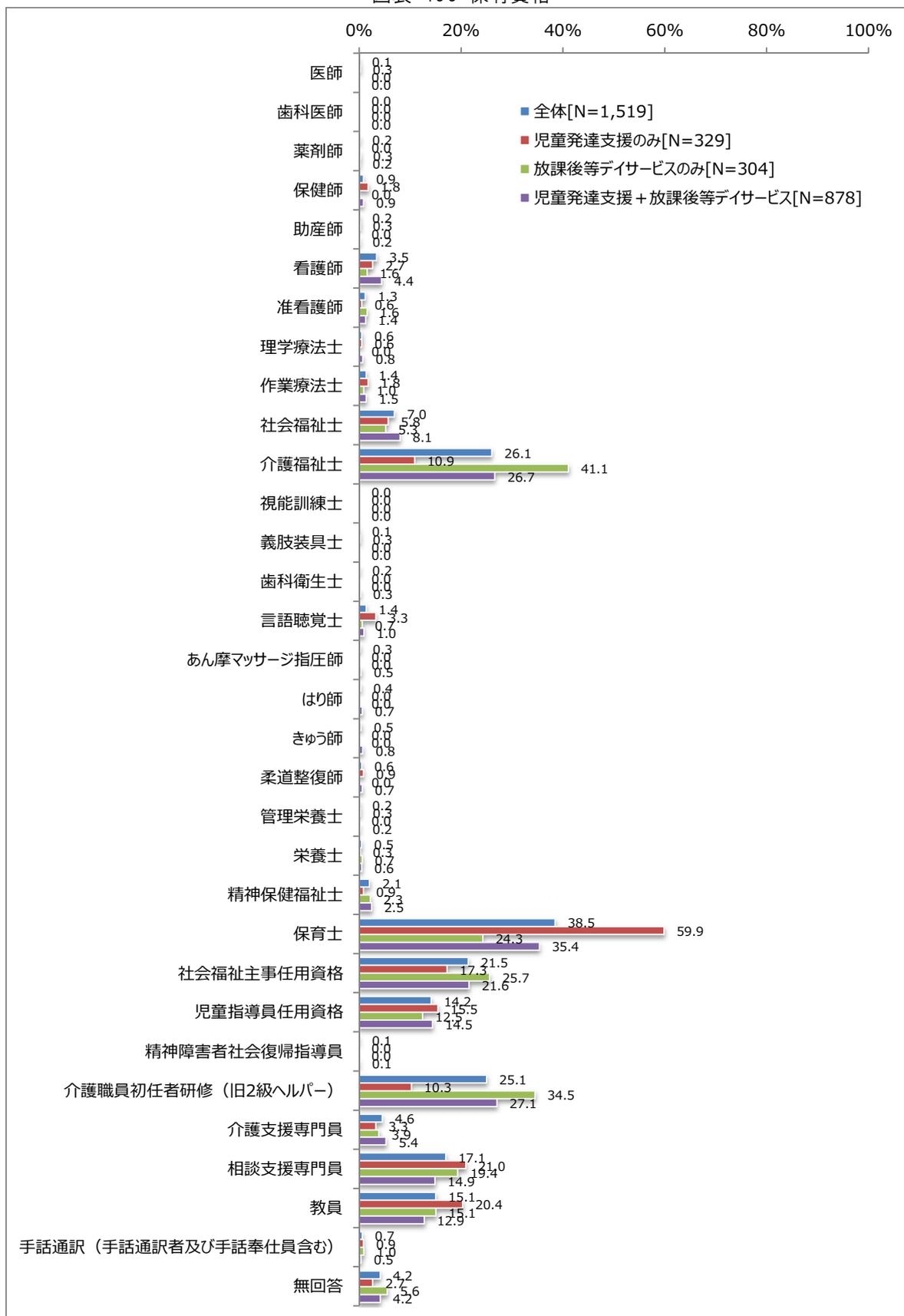
図表 498 直接支援経験年数

	全体[N=1,116]	児童発達支援のみ [N=266]	放課後等デイサー ビスのみ [N=214]	児童発達支援+放 課後等デイサービ ス[N=631]
直接支援の経験年数	12.2	14.2	10.5	11.9
うち、障害者支援	3.2	2.0	4.4	3.2
うち、障害児支援	5.9	7.9	3.7	5.8
うち、児童福祉支援	1.6	2.5	0.9	1.4
うち、介護福祉支援	1.3	0.5	1.9	1.4
うち、その他支援	0.6	0.7	0.3	0.6

⑧保有資格

保有資格は、「保育士」の保有割合が最も高く38.5%、次いで、「介護福祉士」が26.1%、「介護職員初任者研修（旧2級ヘルパー）」が25.1%、「社会福祉主事任用資格」が21.5%等となっている。

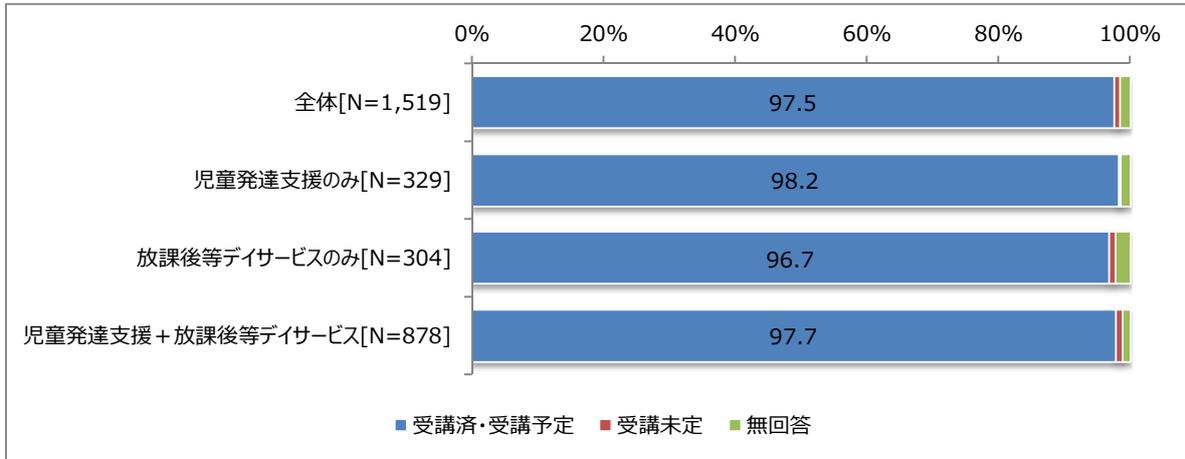
図表 499 保有資格



⑨ 児童発達支援管理責任者研修の受講状況

児童発達支援管理責任者研修の受講状況については、「受講済・受講予定」が97.5%とほとんどを占める。

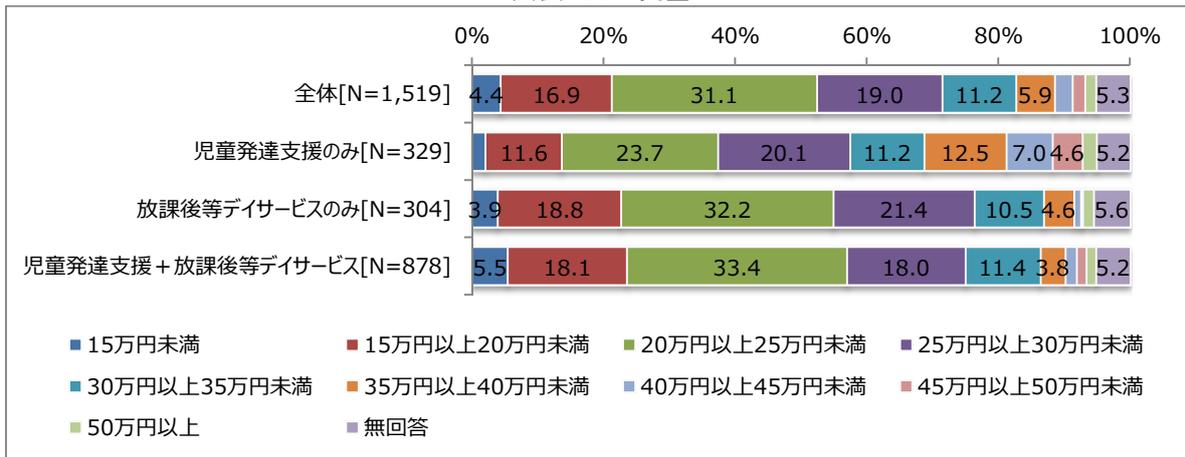
図表 500 研修受講



⑩ 賃金

平成28年9月分の賃金は、「20万円以上25万円未満」が31.1%と最も高い割合となっており、次いで、「25万円以上30万円未満」が19.0%、「15万円以上20万円未満」が16.9%等となっている。

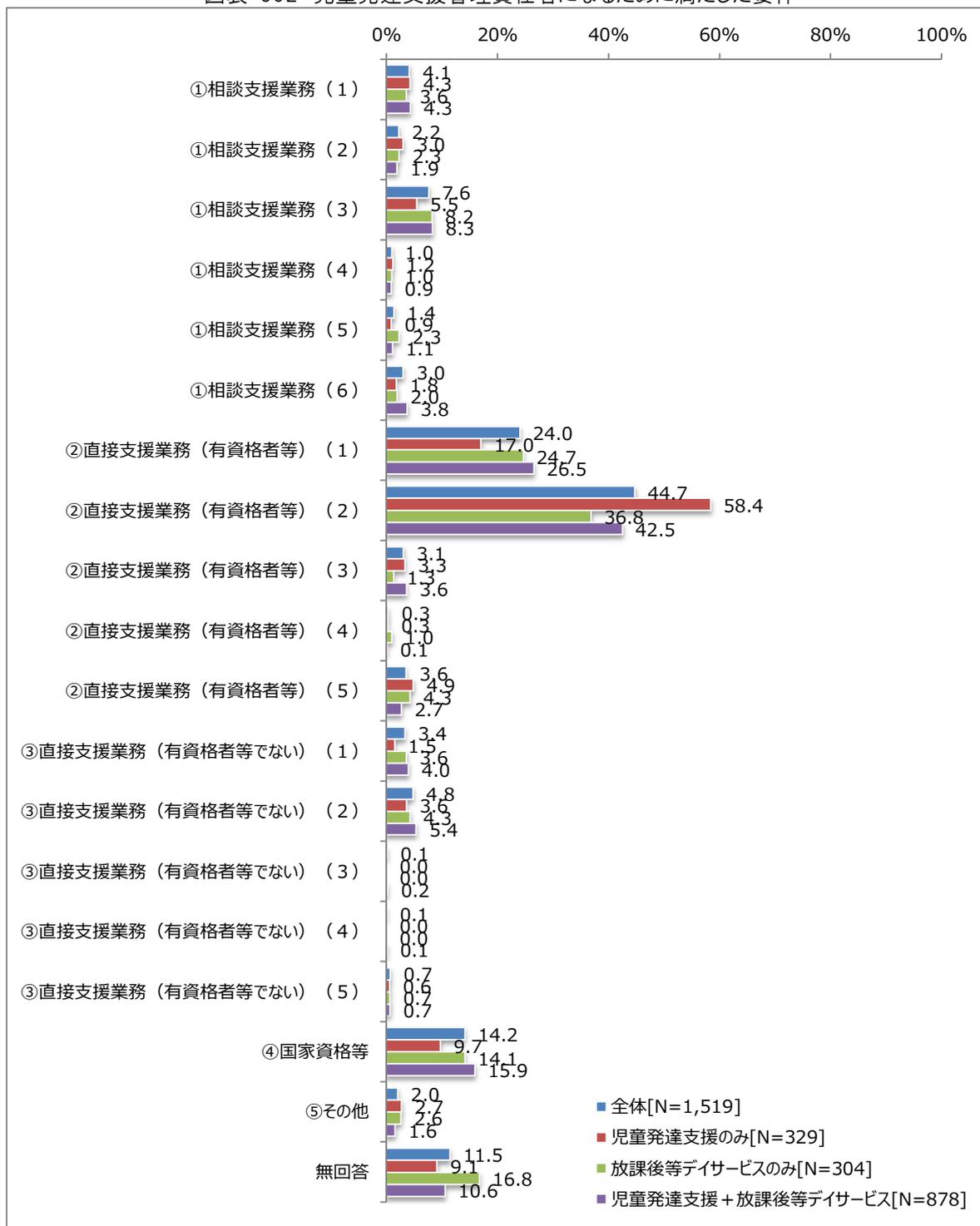
図表 501 賃金



⑪児童発達支援管理責任者になるために満たした要件

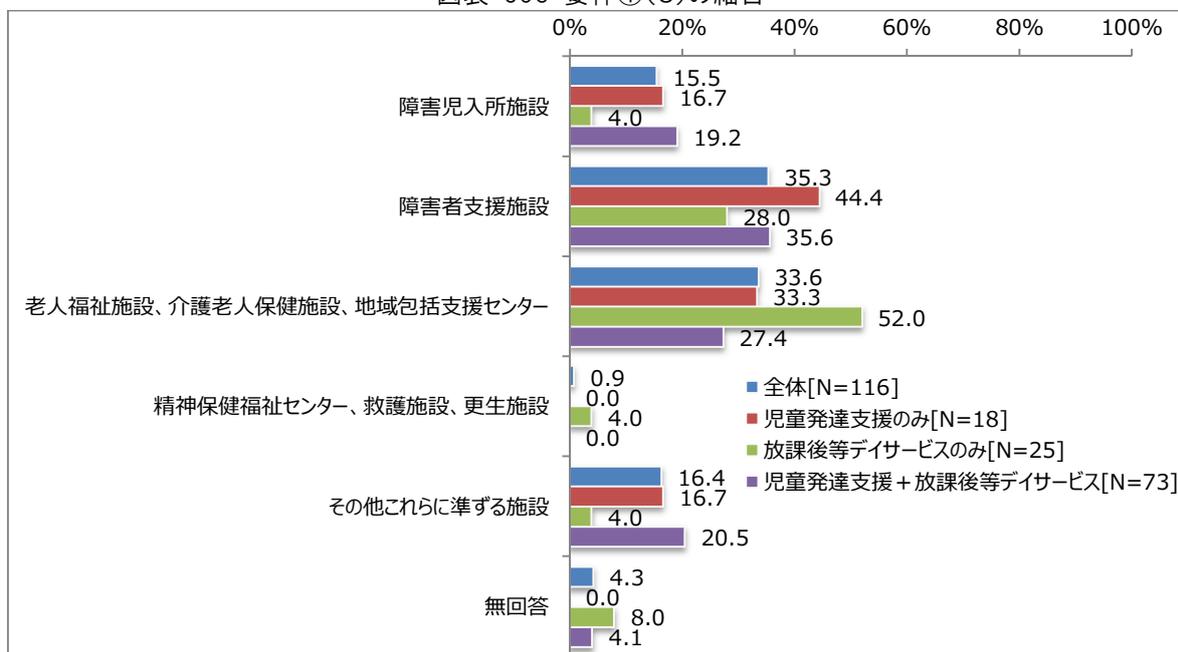
児童発達支援管理責任者になるために満たした要件（詳細268ページ）を聞いたところ、「②直接支援業務（有資格者等）（2）」（障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者）の割合が44.7%と最も高く、4割以上を占める。次いで、「②直接支援業務（有資格者等）（1）」（障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者）が24.0%、「④国家資格等」（相談支援業務・直接支援業務の従事期間が通算して3年以上かつ国家資格等による業務に通算して5年以上従事する者）が14.2%等となっている。

図表 502 児童発達支援管理責任者になるために満たした要件



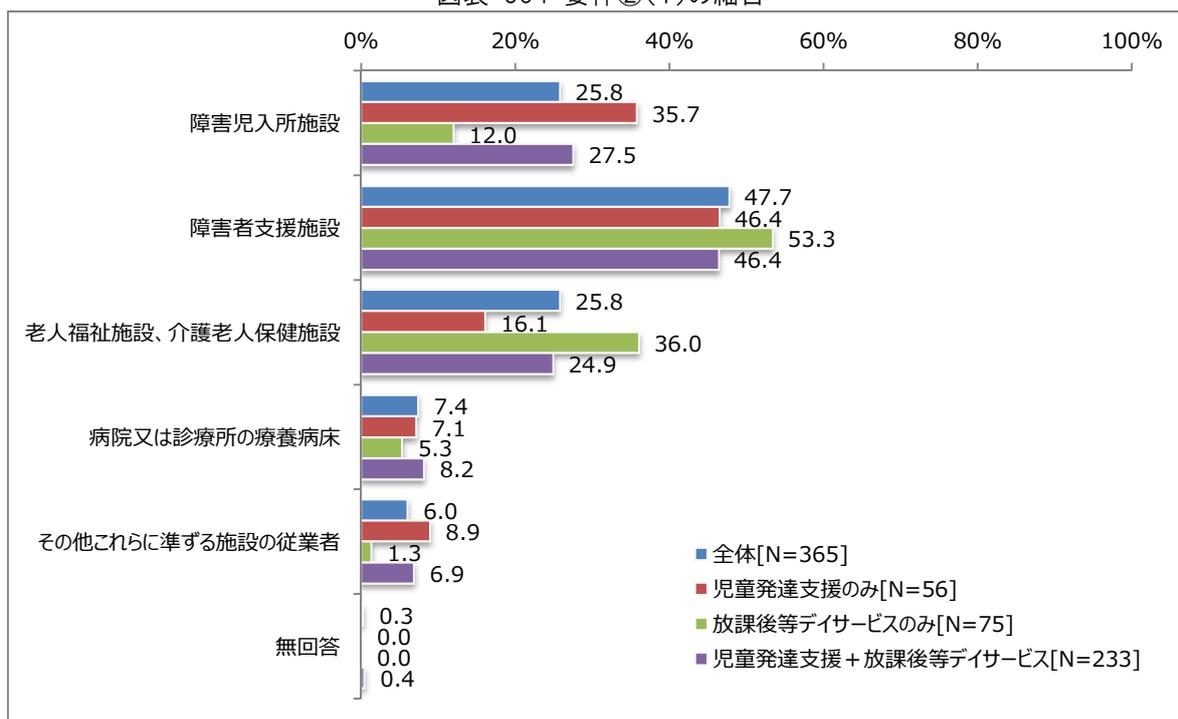
要件①相談支援業務（３）（障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者）の回答者に、その施設を聞いたところ、「障害者支援施設」が35.3%、「老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター」が33.6%等となっている。

図表 503 要件①(3)の細目



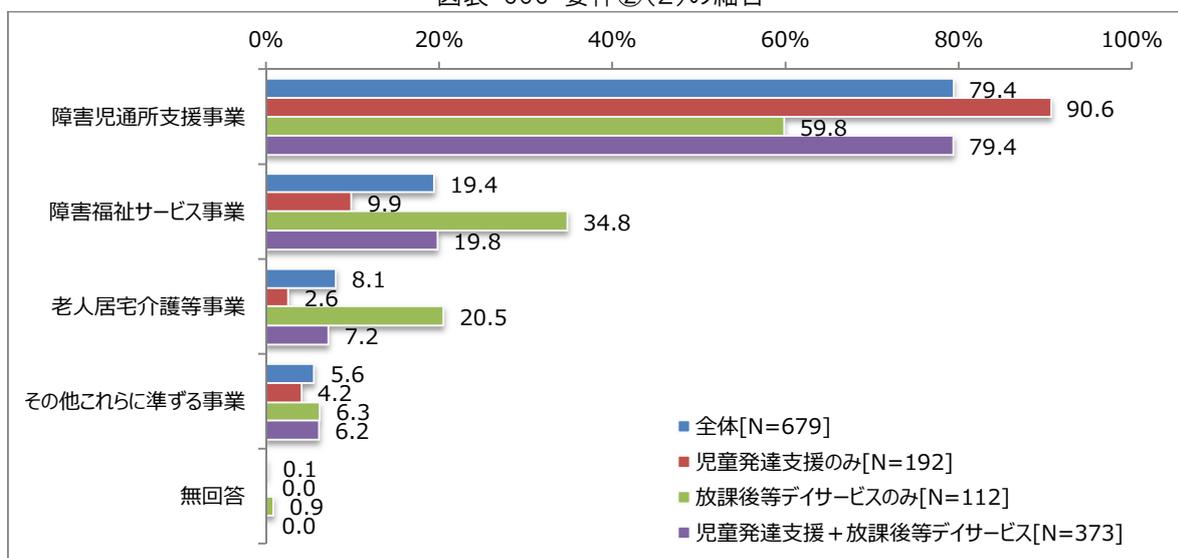
要件②直接支援業務（１）（障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者）の回答者に、その施設を聞いたところ、「障害者支援施設」が47.7%、「障害児入所施設」、「老人福祉施設、介護老人保健施設」がいずれも25.8%等となっている。

図表 504 要件②(1)の細目



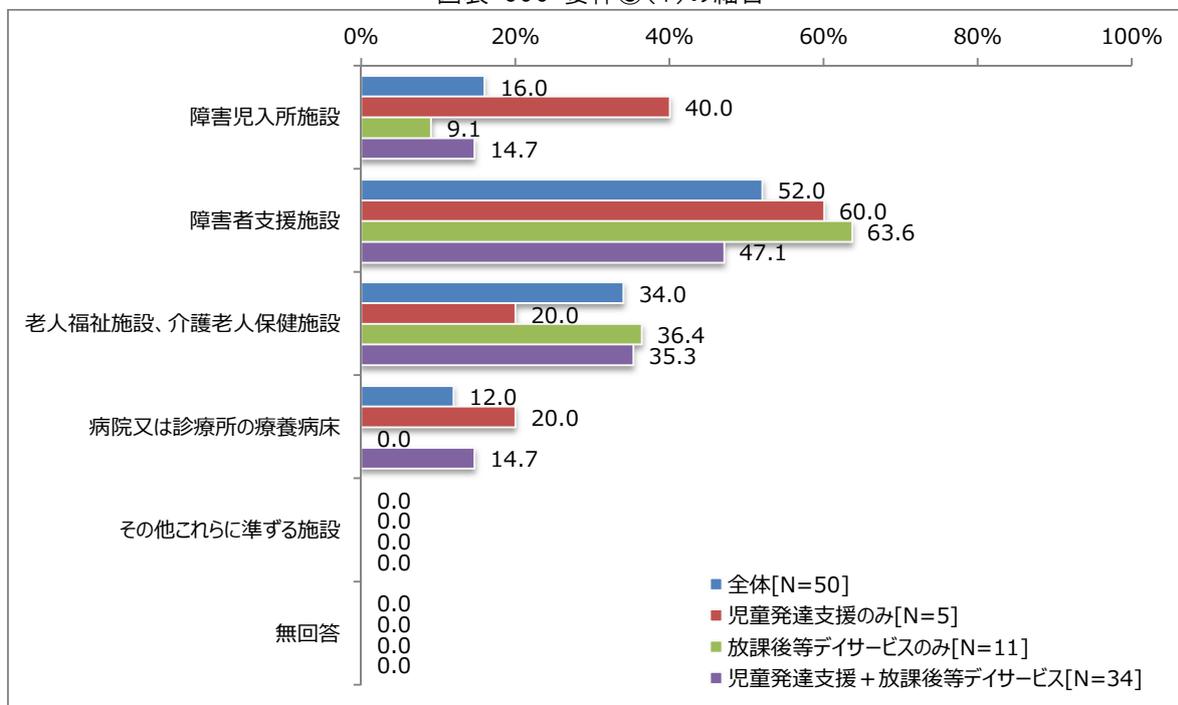
要件②直接支援業務（２）（障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者）の回答者に、その事業を聞いたところ、「障害児通所支援事業」が79.4%と8割近くを占める。

図表 505 要件②(2)の細目



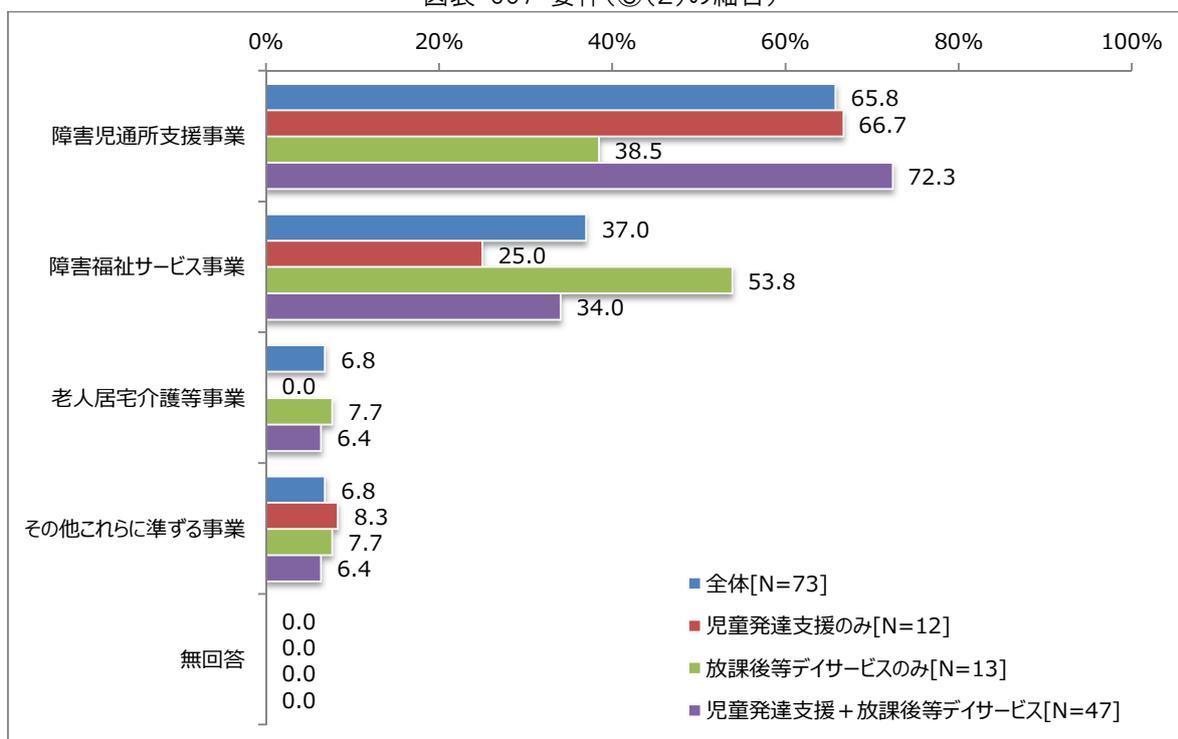
要件③直接支援業務（１）（障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者）の回答者に、その施設を聞いたところ、「障害者支援施設」が52.0%、「老人福祉施設、介護老人保健施設」が34.0%等となっている。

図表 506 要件③(1)の細目



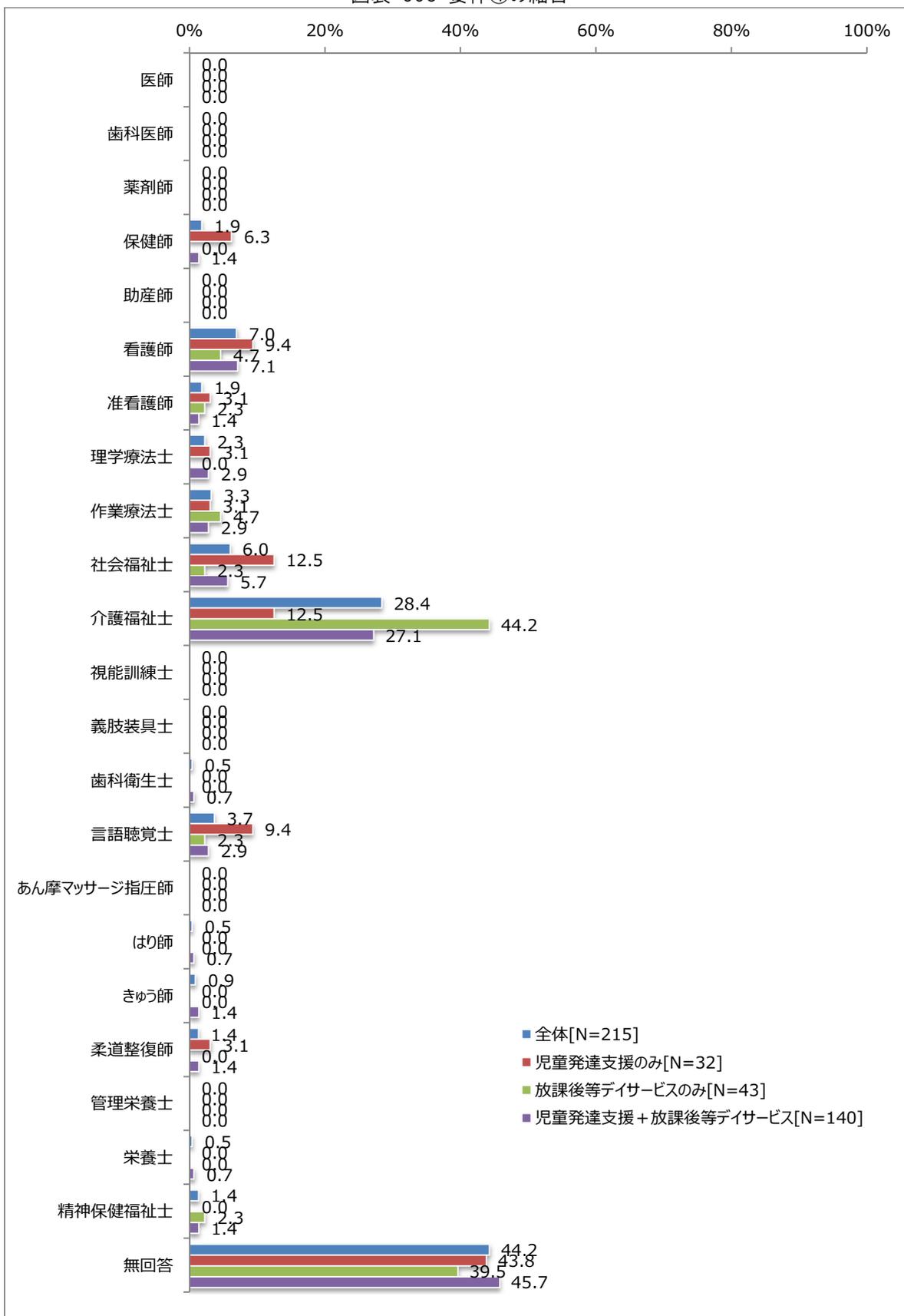
要件③直接支援業務（２）（障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者）の回答者に、その事業を聞いたところ、「障害児通所支援事業」が65.8%、「障害福祉サービス事業」が37.0%等となっている。

図表 507 要件(③(2)の細目)



要件④国家資格等の回答者に、その保有資格を聞いたところ、「介護福祉士」が28.4%等となっている。

図表 508 要件④の細目



(表 児童発達支援管理責任者になるために満たした要件)

業務種類	必要経験年数	業務の範囲
① 相談支援業務	①及び②の期間が通算して5年以上	<p>(1) 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体（知的）障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者</p> <p>(2) 児童相談所、身体（知的）障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(3) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>上記（3）のうち障害児入所施設</p> <p>上記（3）のうち障害者支援施設</p> <p>上記（3）のうち老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター</p> <p>上記（3）のうち精神保健福祉センター、救護施設、更生施設</p> <p>上記（3）のうちその他これらに準ずる施設</p> <p>(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(5) 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p> <p>(6) 病院、診療所の従業者又はこれに準ずる者で以下のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉主事任用資格を有する者 ○相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ○国家資格等※を有する者 ○上記（1）～（5）に掲げる業務の従事期間が1年以上の者
② 直接支援業務（有資格者等）		<p>次の資格等を有する者で以下のいずれかの直接支援業務に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉主事任用資格を有する者 ○相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者 ○児童指導員任用資格者 ○保育士 ○精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者 <p>(1) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>上記（1）のうち障害児入所施設</p> <p>上記（1）のうち障害者支援施設</p> <p>上記（1）のうち老人福祉施設、介護老人保健施設</p> <p>上記（1）のうち病院又は診療所の療養病床</p> <p>上記（1）のうちその他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>上記（2）のうち障害児通所支援事業</p> <p>上記（2）のうち障害福祉サービス事業</p> <p>上記（2）のうち老人居宅介護等事業</p> <p>上記（2）のうちその他これらに準ずる事業</p> <p>(3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従事者</p> <p>(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従事者</p> <p>(5) 特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p>

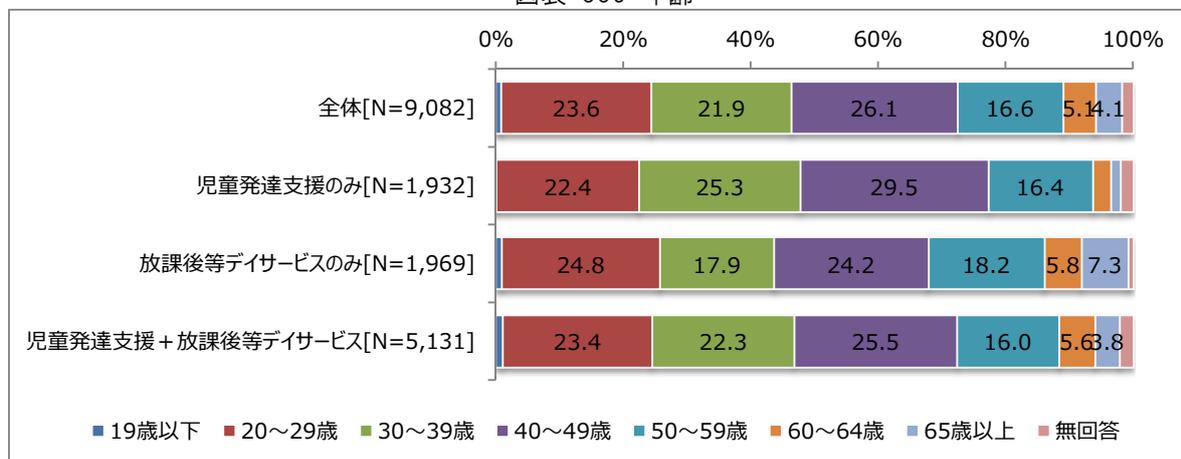
業務種類	必要経験年数	業務の範囲
③ 直接支援業務（有資格者等でない）	通算して10年以上	<p>(1) 障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者</p> <p>上記(1)のうち障害児入所施設</p> <p>上記(1)のうち障害者支援施設</p> <p>上記(1)のうち老人福祉施設、介護老人保健施設</p> <p>上記(1)のうち病院又は診療所の療養病床</p> <p>上記(1)のうちその他これらに準ずる施設</p> <p>(2) 障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者</p> <p>上記(2)のうち障害児通所支援事業</p> <p>上記(2)のうち障害福祉サービス事業</p> <p>上記(2)のうち老人居宅介護等事業</p> <p>上記(2)のうちその他これらに準ずる事業</p> <p>(3) 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる施設の従事者</p> <p>(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従事者</p> <p>(5) 特別支援学校、その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者</p>
④ 国家資格等	3年以上+5年以上	上記①～③の従事期間が通算して3年以上かつ国家資格等※による業務に通算して5年以上従事する者
⑤ その他		その他、都道府県等の定める実務経験等に該当する者
<p>(※①(6)及び④の「国家資格等」)</p> <p>A 医師 B 歯科医師 C 薬剤師 D 保健師 E 助産師 F 看護師</p> <p>G 准看護師 H 理学療法士 I 作業療法士 J 社会福祉士 K 介護福祉士</p> <p>L 視能訓練士 M 義肢装具士 N 歯科衛生士 O 言語聴覚士 P あん摩マッサージ指圧師</p> <p>Q はり師 R きゅう師 S 柔道整復師 T 管理栄養士 U 栄養士</p> <p>V 精神保健福祉士</p>		

(6) 障害児通所支援に従事する職員の概要

①年齢

回答事業所の職員の年齢は、「40～49歳」が26.1%、「20～29歳」が23.6%、「30～39歳」が21.9%、「50～59歳」が16.6%等となっている。

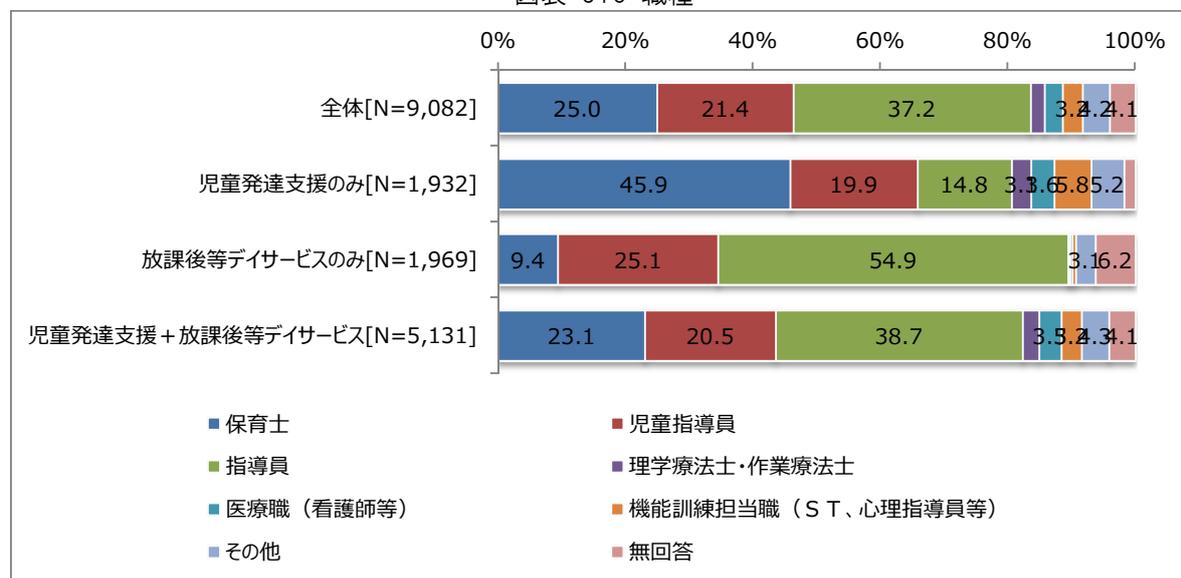
図表 509 年齢



②職種

職種は、「指導員」が37.2%、「保育士」が25.0%、「児童指導員」が21.4%である。

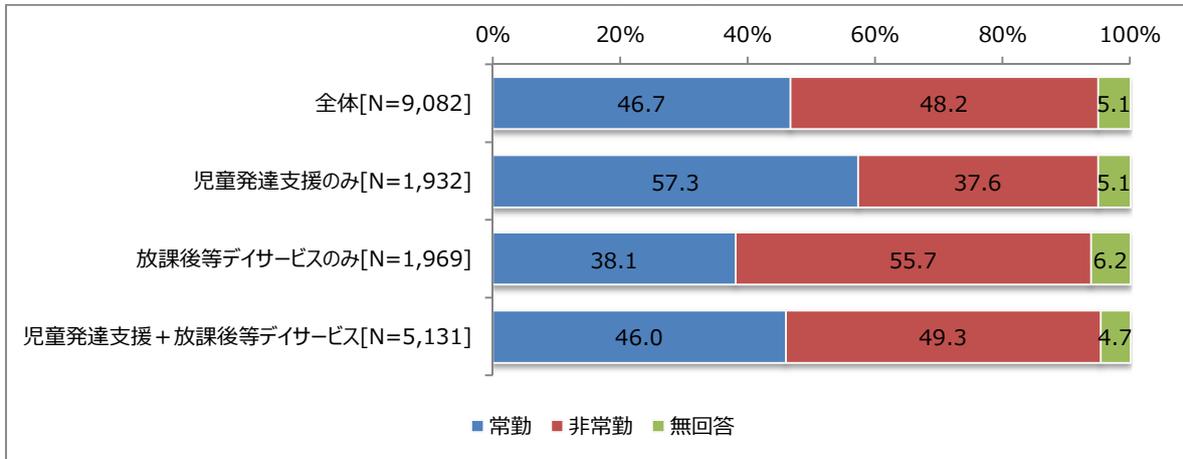
図表 510 職種



③雇用形態

雇用形態は、「非常勤」が48.2%、「常勤」が46.7%となっており、ほぼ半々である。放課後等デイサービスのみを実施する事業所では、「非常勤」の割合が高くなっている。

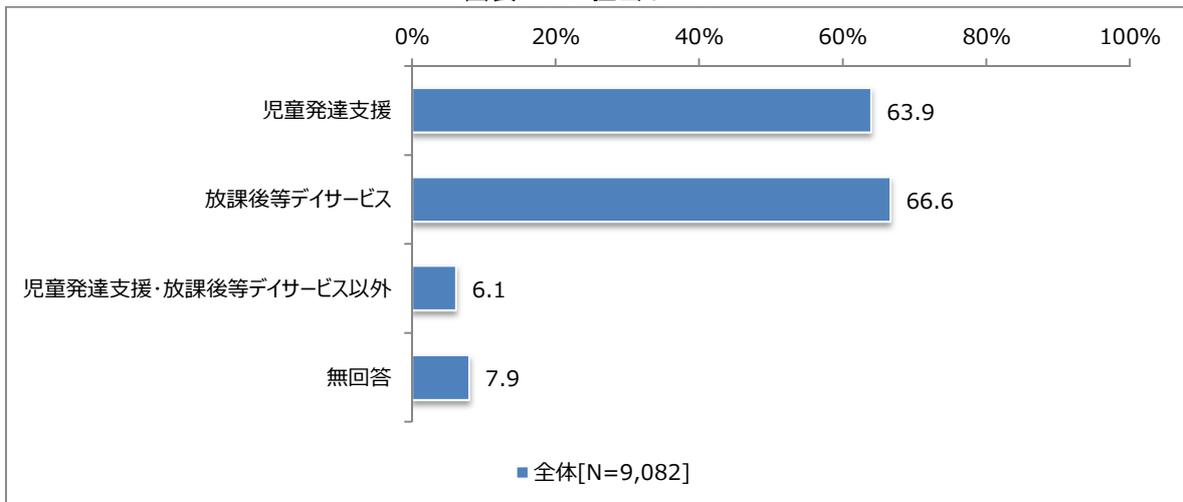
図表 511 雇用形態



④担当サービス

職員の担当サービスについては、「放課後等デイサービス」が66.6%、「児童発達支援」が63.9%、「児童発達支援・放課後等デイサービス」が6.1%となっており、障害児通所支援以外も兼務する職員は少ない。

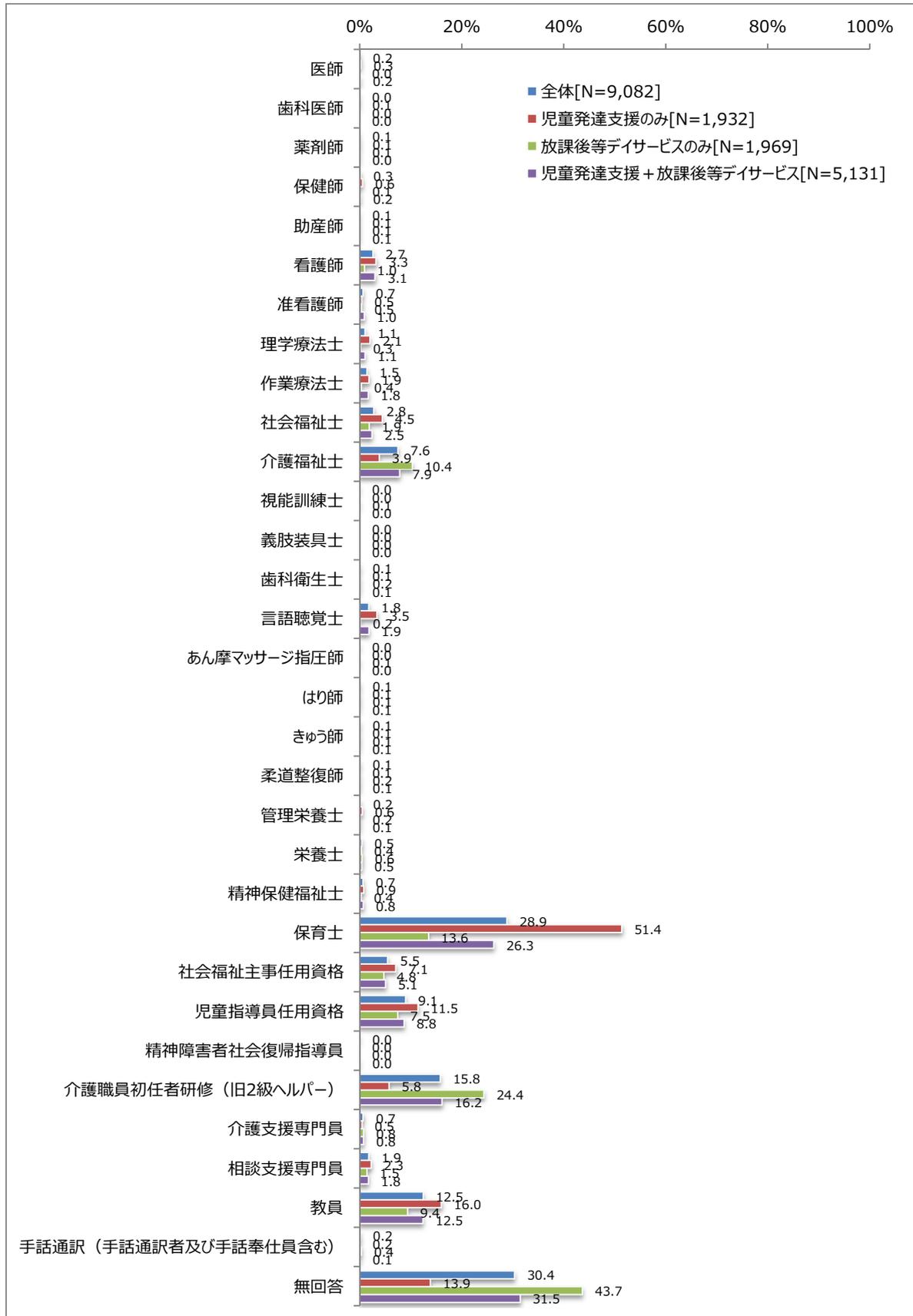
図表 512 担当サービス



⑤保有資格

職員の保有資格を聞いたところ、「保育士」が28.9%、「介護職員初任者研修（旧2級ヘルパー）」が15.8%、「教員」が12.5%等となっている。

図表 513 保有資格



⑥勤務時間

平成28年9月の勤務時間の平均は113.6時間/月となっている。うち、障害児通所支援に従事した平均時間は105.2時間/月である。

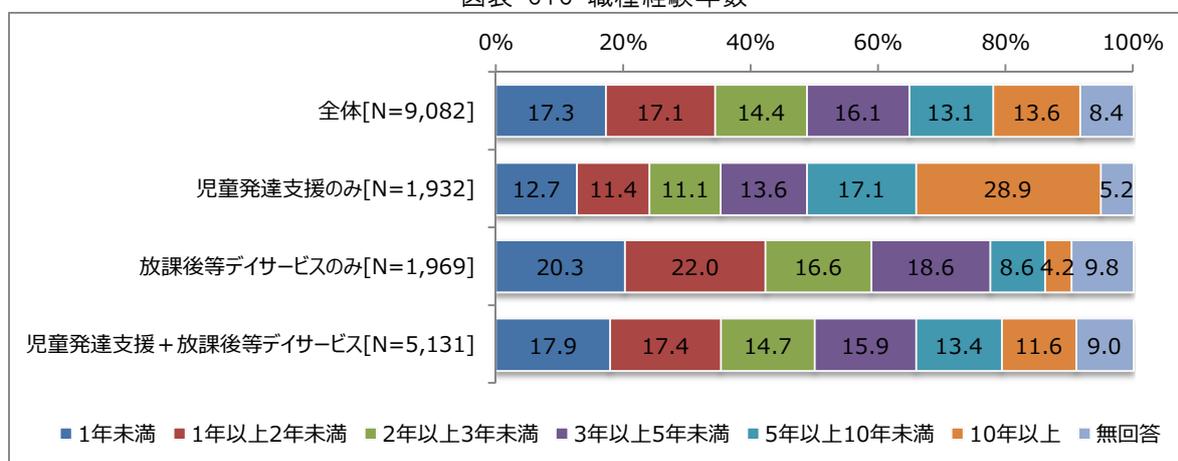
図表 514 勤務時間

	全体[N=8,287]	児童発達支援のみ [N=1,797]	放課後等デイサー ビスのみ [N=1,771]	児童発達支援+放 課後等デイサービ ス[N=4,669]
勤務時間	113.6	126.9	101.8	112.9
うち、障害児通所	105.2	117.7	92.6	105.2

⑦職種経験年数

職員の現職種の経験年数は、「1年未満」が17.3%、「1年以上2年未満」が17.1%、「3年以上5年未満」が16.1%、「2年以上3年未満」が14.4%等となっており、年数の短い職員が多い。放課後等デイサービスのみを実施する事業所で、年数の短い職員の割合が高くなっている。

図表 515 職種経験年数



⑧福祉業務等の経験年数

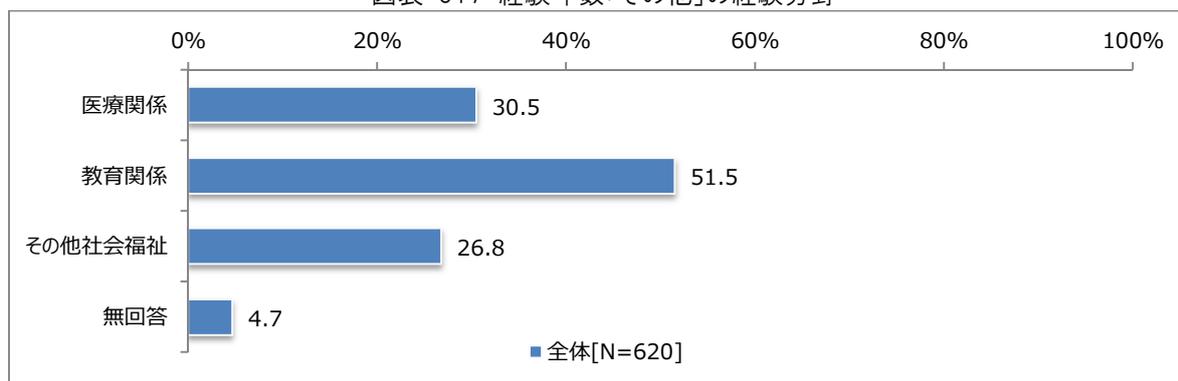
福祉業務等の経験年数については、平均8.6年となっている。うち、児童福祉の平均は2.5年、障害者福祉の平均は0.9年、障害児福祉の平均は3.5年等となっている。

図表 516 福祉業務等の経験年数

	全体[N=4,206]	児童発達支援のみ [N=1,125]	放課後等デイサー ビスのみ[N=809]	児童発達支援+放 課後等デイサービ ス[N=2,258]
福祉業務等の経験年数	8.6	11.3	6.6	7.8
うち、児童福祉	2.5	4.4	1.3	2.0
うち、障害者福祉	0.9	0.7	1.2	0.9
うち、障害児福祉	3.5	4.6	2.6	3.2
うち、介護福祉	0.6	0.2	0.8	0.7
うち、その他	1.4	1.5	1.1	1.6

福祉業務等の経験年数について、「その他」を回答した者に、経験分野の種類を聞いたところ、「教育関係」が51.5%、「医療関係」が30.5%、「その他社会福祉」が26.8%となっている。

図表 517 経験年数「その他」の経験分野



⑨賃金

職員の平成28年9月の賃金は、「15万円未満」が47.7%とほぼ半数を占める。次いで、「15万円以上20万円未満」が23.6%、「20万円以上25万円未満」が12.8%等となっている。

図表 518 賃金

